

住所の住所変更により必要となる手続き等(県関係)

平成16年11月1日から5町の住所の表記が「鹿児島市」に変わることにより、官公署等で住所の表示変更手続きが必要になる場合があります。今回は、県関係の住所表示の変更に係る主な手続きについてお知らせいたします。

※ 原則として、法人(会社)及び組織名を変更する場合は、変更の手続きが必要となります。
 ※ 手続きを要する件について、必要な書類及び手続方法については、担当課へお問い合わせください。

(鹿児島県市町村合併推進室提供資料より抜粋)

担当部・課(事務所)	件名	該当者	住所変更の手続き		
			要・不要	手続きの方法等	
県民交流センター 各総務事務所 各支庁総務課 099-221-6611	旅券(パスポート)	有効旅券所持者	不要	住所変更の手続きの必要はありません。なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正していただいて結構ですが、他のページに書き込みをすると無効となりますのでご注意ください。※なお、旅券発給申請のために申請前6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。	
環境生活部	県民生活課 企画調整係 099-286-2520	特定非営利活動法人の定款変更の届出	要	合併後の直近の総会時に定款記載の住所の変更を行い、届出を行ってください。	
	県民生活課 消費生活係 099-286-2521	消費生活協同組合の定款変更の届出及び認可	要	合併後の直近の総会時に定款記載の住所の変更を行い、組合の事務所所在地の変更については届出を、組合の区域の変更については認可申請を行ってください。	
	環境整備課 一般廃棄物係 099-286-2599	一般廃棄物処理施設設置許可	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
	環境整備課 産業廃棄物係 099-286-2600	産業廃棄物処理業許可 産業廃棄物処理施設設置許可	許可を受けている方 許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
保健福祉部	医務課 医療歯科保健係 099-286-2707	定款(寄附行為)変更認可申請	要	住所変更に関する登記完了届を提出してください。なお、定款又は寄附行為上の住所表示を変更したい場合は、変更認可申請が必要です。	
	障害福祉課 各福祉事務所 鹿児島 099-223-0161(代)	身体障害者手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は、合併後に手続きを行ってください。
		療育手帳			
	児童福祉課 施設福祉係 099-286-2771	精神障害者保健福祉手帳	保育所の設置認可 保育所の設置届け 認可外保育施設の開設届け	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届出時に併せて行ってください。
		保育所の設置認可			
	生活衛生課 各保健所 099-286-2784	食品の営業許可	食品の営業許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
理容所、美容所、クリーニング所の位置等の届出		左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。検査済証の書換えを希望される方は、管轄の保健所で受け付けます。	
農政部	農業経済課 農協指導係 099-286-3124	旅館業、公衆浴場業、興行場の営業許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
		農業協同組合の定款変更認可	農業協同組合	要	組合(法人)の地区についての定款変更を行い、変更認可申請を行う必要があります。
		農事組合法人の定款の変更の届出	農事組合法人	要	合併後の直近の総代会時に組合の地区についての定款変更を行い、変更認可申請を行う必要があります。
	食の安全推進課 生産環境係 099-286-2891	農業共済組合の定款の変更の届出	農業共済組合	要	合併後の直近の総代会時に組合の地区についての定款変更を行い、変更認可申請を行う必要があります。
畜産課 中小家畜係 099-286-3224	普通肥料の登録	普通肥料の登録をしている業者	要	住所変更の手続きは、変更後2週間以内に更新届出書又は書換交付申請書により食の安全推進課にて手続きを行ってください。	
林務水産部	畜産課 草地飼料係 099-286-3219	家畜商免許証	左記の免許証の交付を受けている方	要	変更届の手続きを行ってください。
		飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届出	飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届を出している方	要	変更届の手続きを行ってください。
	林務水産課 漁協係 099-286-3336	水産業協同組合の定款変更認可	水産業協同組合	要	組合の地区及び事務所の所在地についての定款変更を行い、変更認可申請を行ってください。
	林務水産課 森林組合係 099-286-3334	森林組合の定款変更認可	森林組合	要	合併後直近の総会時において、組合の地区及び事務所の所在地についての定款変更を行い、変更認可申請を行ってください。
土木部	水産振興課 漁業調整係 099-286-3428	漁業の許可	左記の許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。漁業許可更新時に住所の変更を行います。なお、更新時までに変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。
		漁船登録票	左記の登録票の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。
	監理用地課 建設業係 099-286-3490	船籍票	左記の船籍票の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。
建設業の許可		建設業の許可(合併時点で有効なものに限る)	一部要	市町村名のみの変更については住所変更の手続きは必要ありませんが、字名等が変更となる場合は、変更手続きが必要です。(大臣許可業者も同様です。)	
教育庁	浄化槽工事業の登録・(特例浄化槽工事業)届出	建設工事入札参加資格の変更届	参加資格者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
		建設工事入札参加資格の変更届	参加資格者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
	道路維持課 管理係 099-286-3566	道路占用許可	道路の占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
警察本部	建築課 管理係 099-286-3707	宅地建物取引業者免許	免許所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や名簿登録事項変更届提出時に新住所で手続きを行ってください。免許証の書換えを希望される業者は書換え交付申請書を提出してください。
	建築課 計画指導係 099-286-3710	建築士事務所登録	建築士事務所開設者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に新住所で手続きを行ってください。
警察本部	文化財課 指定文化財係 099-286-5355	国指定文化財	所有者及び管理者	要	所定の届書に指定書(史跡、名勝、天然記念物を除く)を添えて、県教育委員会に提出してください。
		県指定文化財	所有者及び管理者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
	生活保安課 又は最寄りの警察署 099-206-0110(代)	猟銃・空気銃所持許可証 銃砲所持許可証 刀剣類所持許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。新規許可や更新許可申請時に併せて手続きを行ってください。なお、書き換えを希望される方は、住所地、事業所を管轄する警察署で手続きができます。
		自動車保管場所証明	自動車保管場所証明書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
交通規制課 又は最寄りの警察署 099-206-0110(代)	通行禁止・駐車禁止除外標章・許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
	乗車又は積載の制限外許可証	制限外許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
免許管理課 交通安全教育センター 又は最寄りの警察署 099-266-0111	自動車運転免許証	市町村合併に伴う住所表示の変更が生じた免許証保有者	※要	免許証の本籍・住所の変更が必要です。※合併後、警察署(交番・駐在所含む)又は交通安全教育センターで手続きができます。なお、免許証の更新時に併せて行うこともできます。	

協議会を傍聴しませんか?

第19回協議会は10月中旬に開催予定です。

※日時・場所等については、協議会事務局までお問い合わせください。

皆様からのご意見・ご質問をお寄せ下さい。

ホームページアドレス <http://www.kagoshima-gappei.jp/>

合併施行日までのカウントダウンも表示しました! 皆様のアクセスお待ちしております。

メールアドレス gappei07@city.kagoshima.lg.jp

TEL 099-216-1119 fax 099-219-6616